特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２６号
名古屋市千種区内山１丁目24番８号
清算株式会社　ダイワ電機工業株式会社
代表清算人　梶野　一成
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（ヒ）第２号
名古屋市西区牛島町６番１号
清算株式会社　株式会社楽
代表清算人　阿知波吉仁
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（ヒ）第３００７号
大阪市西区南堀江１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社エス商事
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第１０号
大分市大字勢家字芦崎1103番３
清算株式会社　扇城自動車株式会社
代表清算人　中江　繁幸
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１６号
岐阜市早田東町１丁目46番地
清算株式会社　株式会社ディー
代表清算人　大野　　誠
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　特別清算会社は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、債権者から債権の全てにつき免除を受ける。
２　公租公課及び清算事務に必要な経費については、特別清算会社が保有する現預金21円をその支払いに充て、特別清算会社による支払いで賄えない債務については、オオノ物産株式会社が特別清算会社に代わって支払う。
３　オオノ物産株式会社は、前項により支払った公租公課及び清算事務に必要な経費につき、特別清算会社に対する求償債権を放棄する。
４　債権者は、特別清算会社が有する下記債権を放棄することを承認する。
記
①　株式会社坂井工務店（岐阜市加野一丁目57番２号、平成15年３月21日清算結了）に対する前払金全額（帳簿価格500,000円）
②　氏名不詳の社員（住所不明）に対する貸付金全額（帳簿価格1,500,000円）
岐阜地方裁判所

監督命令

平成２３年（再）第３号
札幌市西区琴似１条６丁目１番17号
再生債務者　昌運株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区大通西13丁目４番地レジディア大通公園３階　松田大剛法律事務所　弁護士　松田　大剛
平成23年４月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第２号
栃木県足利市東砂原後町1081番地10
再生債務者　鈴木　敏浩
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　栃木県足利市通２丁目2738番地　小沼洸一郎法律事務所　弁護士　小沼　正毅
平成23年４月12日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（再）第１号
群馬県前橋市大友町１丁目18番７号
再生債務者　社団法人群馬県林業公社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県前橋市大友町１丁目３－２東和ビル３階　小磯正康法律事務所　弁護士　小磯　正康
平成23年４月15日　　前橋地方裁判所民事部

平成２３年（再）第４号
宮崎市大字大瀬町3741番地７
再生債務者　有限会社尾崎畜産
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市旭１丁目７番12号　エスポワール宮崎県庁通り305　年森法律事務所　弁護士　年森　俊宏
平成23年４月14日
宮崎地方裁判所民事部破産係

監督命令取消

平成２２年（再）第２５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番71号
再生債務者　横田　吉永
主文　平成22年９月３日にした監督命令を取り消す。
平成23年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（再）第６号
福岡市中央区天神２丁目８番225号
再生債務者　株式会社三喜屋
主文　平成19年５月30日にした監督命令を取り消す。
平成23年４月13日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
青森市新町１丁目７番１号
再生債務者　株式会社中三
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年７月28日から平成23年８月10日まで
青森地方裁判所第２民事部

平成２３年（再）第３号
兵庫県姫路市北条永良町139番地
再生債務者　株式会社ＫＡＳＨＩＭＡ・Ｊ
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月30日から平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再）第３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙504番地１
再生債務者　株式会社ロビンフッド
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月24日から平成23年７月１日まで
宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第３号
茨城県日立市千石町１丁目７番６号
再生債務者　株式会社大東
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生計画は遂行されたので、主文のとおり決定する。
平成23年４月15日　　水戸地方裁判所民事部

平成１９年（再）第７号
名古屋市昭和区御器所３丁目10番27号
再生債務者　ニッセキ株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成23年４月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（再）第２０号
大阪府枚方市津田山手１丁目43番20号
再生債務者　株式会社マイヨール
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第６号
福岡市中央区天神２丁目８番225号
再生債務者　株式会社三喜屋
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福岡市中央区大名２－４－22　新日本ビル５階　佐藤・林法律事務所　弁護士　林　　優
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年４月13日
福岡地方裁判所第４民事部